

【住宅建築係・管理係】

1 住宅総務費 **5,718万円**

市が管理する住宅総数は1,265戸です。このうち川内団地など市営住宅が1,036戸、市有住宅は102戸、地域振興住宅は127戸を管理しています。

住宅使用料を主な財源として、住宅の改修・修繕などの住宅管理を計画的に行っています。

本年度は、市営向江団地の雨戸取替工事と、昨年に引き続き中坂元団地の3点給湯設備改善工事などを計画しています。また、老朽化等により機能低下や継続管理の困難な住宅については、解体撤去する計画です。

住宅使用料は住みよい住宅環境を維持する為の大切な財源です。納期内に納めましょう。

曾於市営・市有・振興住宅管理戸数

平成29年4月1日現在

	市営（戸）	市有（戸）	振興住宅（戸）	計（戸）
末吉地域	316	43	65	424
大隅地域	436	36	36	508
財部地域	284	23	26	333
計	1,036	102	127	1,265



雨戸取替工事予定の市営向江団地



解体予定の市営上諏訪団地

住宅耐震改修等促進事業

地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、下記の補助を行っています。

(1) 耐震診断補助 募集棟数 5棟

耐震診断資格者による診断に要する経費を補助します。既に耐震診断を終えている場合は対象外となります。また、1棟につき120,000円を限度とします。ただし、対象外経費は除きます。

(2) 耐震改修補助 募集棟数 5棟

木造住宅耐震改修に要する経費を補助します。既に耐震改修を終えている場合は対象外となり、診断を受け未改修のときは対象となる場合があります。また、1棟につき300,000円を限度とします。

(3) 補助の要件

- ・耐震診断及び耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者であること。
- ・昭和56年5月31日以前に着工された1戸建て住宅、長屋及び共同住宅で2階建て以下かつ延べ面積500平方メートル以下のもの。
- ・市税等の滞納がないこと。

建築物を建てる場合には、建築確認申請・工事届けが必要です

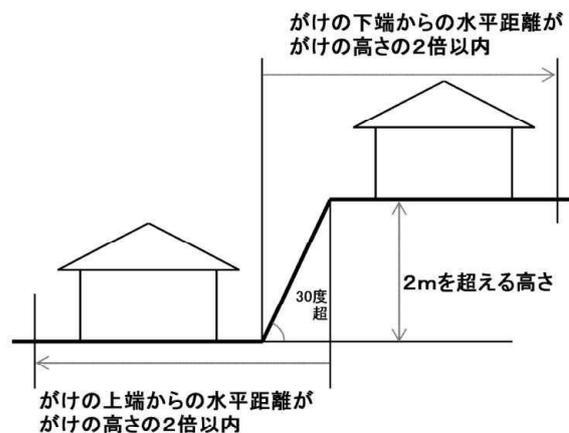
建築基準法は生命・健康・財産を守るため、建築物の敷地・構造・設備・用途及び地震や火災などに対する安全性や地域の環境など必要な基準が定められています。建築物を建てる場合には必ず守らなければなりません。

建物を建築する際は、定められた建築確認手続や届出をしましょう。

がけに近接する危険住宅には、補助金を交付する制度があります

移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅（購入も含まます）に要する経費に対し補助金を交付する制度です。

危険住宅とは、下記のような昭和46年8月31日以前に建築された住宅です。



(詳しくは建設課までお問い合わせください。)

2 スtock総合改善事業

3,460万円

社会資本整備総合交付金を主な財源として、既設市営住宅について計画的に改善を進めます。

- (1) 業務委託 公営住宅等長寿命化計画策定業務、住宅・建築物耐震化計画策定業務
- (2) 改善工事 川内団地の1棟（2号棟）の外壁落下防止等改善工事



外壁落下防止等改善予定の市営川内団地

3 住宅建設費

386万円

社会資本整備総合交付金を活用して、公営住宅整備事業により、老朽化の著しい桜ヶ丘団地の建替計画を進めます。その前段として、PFI事業での導入を検討します。

- (1) 業務委託 PFI事業導入支援業務



建替予定の市営桜ヶ丘団地

4 地域振興住宅建設事業

1億6,900万円

市の単独事業などに使われる過疎債を活用し、地域の要望等をふまえて、新規転入者の若者世帯が居住できる新たな住宅の建設により、地域の活性化を推進するため地域振興住宅8戸の建設を計画しています。



地域振興住宅

【土木係・計画係】

1 道路維持費

1億9,873万円

市道において、舗装・側溝・路肩・法面等の維持補修管理を適正に行い、交通安全と日常生活の利便性の向上を図ります。また、市内各自治会の皆様にご協力を頂きながら市道清掃を実施し、市道の保全と地域の生活環境改善に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 維持補修作業
- (2) 自治会道路清掃（報奨金）
- (3) 道路清掃業務委託（伐採等）
- (4) 維持工事（舗装補修・側溝改修等）
 - 末吉管内…麓・橋野線 外15路線
 - 大隅管内…吹谷線 外23路線
 - 財部管内…北俣・馬立線 外16路線



側溝設置予定箇所



舗装補修予定箇所

2 市単独事業

8,517万円

舗装後経年劣化による舗装の打替の必要な市道や、幅員が非常に狭い未改良市道など比較的延長の短い区間で、市民の日常生活に多大な支障をきたしている路線について、効果的な改良・舗装を行い、地域に密着した道路整備に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 測量設計委託（3路線）
 - 末吉管内…種子田・入佐線
 - 大隅管内…神牟礼・三文字線，下須田木線
- (2) 改良・舗装工事（8路線）
 - 末吉管内…種子田・入佐線，
菅渡・カンジン松線
 - 大隅管内…吹谷線，平木・伊屋松線，
大迫線，平木・岩元線
 - 財部管内…古井・荒川内線，切通・七村線



吹谷線



菅渡・カンジン松線

3 辺地対策事業

9,991万円

市内の辺地地域内の市道において、幅員狭小や急カーブ等が多く、地域住民の日常生活に支障をきたしている未改良路線について、改良舗装整備に努めます。

【主な事業内容】

(1) 測量設計委託（2路線）

大隅管内…笠木・かんじん松線，須田木線

(2) 新設改良工事(5路線)

大隅管内…須田木線，神牟礼・沖上線

財部管内…大峯・永里線，桐原・溝ノ口線

荒川内・八ヶ代線



須田木線



荒川内・八ヶ代線

4 過疎対策事業

3億0,705万円

本市の比較的幹線的な市道において、幅員狭小や急カーブ等が多く、地域住民の日常生活に支障をきたしている未改良路線について、改良舗装整備を行い過疎地域の活性化に努めます。

【主な事業内容】

(1) 測量設計委託（6路線）

末吉管内…後迫・鶴木線，種子田・入佐線
川内・野田・尾崎山線

大隅管内…紺垣線，二重堀・北線，石ヶ牟礼・里脇線

(2) 新設改良工事（17路線）

末吉管内…坂元・二反久保線，石切谷・久保線，後迫・鶴木線，坂元中線，種子田・入佐線，国原・徳留線

大隅管内…桂・二重堀線，紺垣線，土成・柳井谷線，二重堀・北線

財部管内…杵比野・八ヶ代線，中谷線，高塚線，大良線，堤線，水ノ手・仏性院線，馬立・通山線



土成・柳井谷線



高塚線

5 社会資本整備総合交付金事業

9,556万円

東九州自動車道等幹線道路へのアクセス道路として重要な路線であり地域産業の基盤強化と生活環境の改善を図るため、改良舗装及び舗装修繕に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 測量設計委託（1路線）
大隅管内…河原・飛佐線
- (2) 路面性状調査委託（1路線）
末吉管内…川内・高松線
- (3) 改良舗装工事（7路線）
末吉管内…緩毛原・七村線
大隅管内…河原・飛佐線，二重堀・川路山線，
平木・別府線，笠木・かんじん松線
財部管内…日光神線，上正ヶ峯・阿邪里線



笠木・かんじん松線



緩毛原・七村線

6 合併特例事業

1億5,897万円

市全域に点在する各種公共施設にアクセスする主要幹線道路の中で、未改良で地域の活性化及び日常生活の利便性に多大な支障をきたしている未改良路線について、改良舗装整備に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 工事測量設計委託（1路線）
末吉管内…湯之尻・福留線
- (2) 新設改良工事（8路線）
末吉管内…梶井・岩南線，蔵之町・五位塚線
湯之尻・福留線
大隅管内…持留・あけぼの線，伊屋松・新留線，
市吉・梶ヶ野線，船迫線，
川路山・中須田木線



蔵之町・五位塚線



伊屋松・新留線

7 排水路整備事業

1億1,278万円

市道の排水路整備は、道路の機能保持に不可欠なものであり、豪雨等により災害を起こす恐れのある側溝や流末水路等を整備し、良好な道路機能の確保に努めます。

【主な事業内容】

(1) 測量設計委託（6路線）

末吉管内…緩ヶ原・七村線，五位塚・松ヶ入
佐線，小倉・高松線
財部管内…板越1号線，田代1号線，下中野
・炭谷山線

(2) 排水路工事（11路線）

末吉管内…緩毛原・七村線，五位塚・松ヶ入
佐線，小倉・高松線
大隅管内…西竹山線，榎木段線，岩元・大鳥
線，中村線
財部管内…今別府線，日光神線，上七村・川
畑線，工業団地2号線



今別府線



緩毛原・七村線

8 電源立地地域対策交付金事業

521万円

大隅町八合原地域は平野地形であり大雨時には排水機能が非常に悪く、慢性的な水害が発生しているため、計画的な排水整備に努めます。

【主な事業内容】

(1) 大隅管内… 志柄・牧線



志柄・牧線

9 橋梁長寿命化修繕事業

3,227万円

老朽化及び劣化した橋梁の修繕・維持管理を計画的に行い、車両や歩行者の安全な通行を確保し、落橋等を未然に防ぐとともに橋梁の長寿命化を図ります。

【主な事業内容】

- (1) 測量設計委託（2橋）
末吉管内…本明橋
大隅管内…坂元馬庭橋
- (2) 橋梁点検調査業務委託
市管理橋梁の点検調査(8橋)
- (3) 橋梁修繕工事（2橋）
末吉管内…下川原橋
大隅管内…瀬之口橋



下川原橋



瀬之口橋

10 交通安全施設整備事業

2,329万円

市道の見通しの悪い急カーブや交差点及び道路外への転落等の恐れのある道路において、道路反射鏡・ガードレール・外灯・区画線等の交通安全施設を設置し歩行者及び通行車両の安全確保に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 外灯・街路灯等の設置や管理
- (2) 交通安全施設設置工事
道路反射鏡, 防護柵, 区画線, 道路警戒標識等



区画線設置予定地



防護柵設置予定箇所

1 1 河川費（河川総務費，砂防費）

3, 470万円

河川の維持工事を計画的に行います。また，県営事業の砂防工事や急傾斜地崩壊対策事業の推進と負担金を支出し，地域住民の生命財産の保護に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 県単急傾斜地崩壊対策工事（1地区）
財部管内…川内2地区
- (2) 県営事業負担金
急傾斜地崩壊対策事業（3地区）
末吉管内…大沢津地区
大隅管内…新城地区
財部管内…片平地区
- (3) 県単砂防事業負担金（1地区）
大隅管内…佳例川谷地区
- (4) 河川維持工事（6河川）
末吉管内…村山川
大隅管内…狩谷川，佳例川，平木川
財部管内…後川，瓶台川



川内2地区



村山川（寄洲）

1 2 都市公園管理費

5, 158万円

市民が都市公園を利用し，スポーツに親しみ健全な心身を養う憩いの場としての機能を十分に発揮し，福祉の増進を図るため維持管理に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 公園清掃業務委託
市管理19公園
- (2) 公園遊具安全点検
- (3) 公園測量業務委託
大隅管内…第2下窪公園（仮称）
- (4) 公園整備工事
末吉管内…向江公園水門バースクリーン設置工事，高之峯公園外灯改修工事，栄楽公園遊具改修工事
大隅管内…第2下窪公園（仮称）整備工事，第2下窪公園（仮称）便所・東屋建築工事



高之峯公園



第2下窪公園（仮称）

水道課・建設水道課

水道事業会計

本市水道事業は、給水開始以来その事業の目的である安心、安全な水を供給してきました。給水戸数及び給水量共に若干の増減はあるものの順調に運営されています。

本年度は、業務予定量として給水戸数を14,323戸、年間給水量3,727,706立方メートル、1日平均給水量10,213立方メートルを予定しています。

1 主な水道事業会計費用

(1) 収益的支出	5億1,698万円
いつでも水道を使用できるよう、各家庭に水を送り届けるための維持管理に必要な修繕費や動力費、人件費及び企業債の利息として支払う経費です。	
(2) 資本的支出	3億3,073万円
水道管の布設や、水源地・配水池等の施設を新設や改良する経費及び企業債の元金償還として支払う経費です。	

2 施設の主な改良計画

本年度の主な施設更新や施設整備工事は、財部水道の西村配水池整備工事、水量水圧不足解消対策として末吉の有持祝井谷地区、川内東地区配水管布設工事、老朽管対策として、大隅の長迫地区配水管布設替工事、各施設維持管理をそれぞれ行い、安心安全な水をより安定的に供給し住民サービスの向上を図ります。

本庁関係	1億1,063万円
水道管布設工事（有持祝井谷・川内東・西高松・梶井・高岡）・L=3,080m	
道路改良等による水道管布設工事	一式
水圧水量不足解消に伴う水道管布設替工事	一式
大隅支所関係	2,700万円
水道管布設工事（長迫・森園）	L= 530m
道路改良等による水道管布設工事	一式
水圧水量不足解消に伴う水道管布設替工事	一式
財部支所関係	9,639万円
配水池整備工事（西村）	一式
道路改良等による水道管布設工事	一式
水圧水量不足解消に伴う水道管布設替工事	一式

3 改修予定施設



西村配水池整備工事



長迫地区水道管布設工事

笠木簡易水道事業会計

1億9,384万円

平成28年度で施設整備を完了し、安心、安全な生活用水を市民に安定的に供給するため平成29年度は、維持管理費を計上しています。

1 簡易水道事業計画

(1) 簡易水道総務費	711万円
笠木簡易水道事業の業務運営に係る必要な事務経費です。	
(2) 簡易水道建設費	1.4万円
笠木区域の新規加入者への量水器購入費です。	
(3) 施設管理費	519万円
笠木簡易水道事業の業務運営に係る必要な維持経費です。	
(4) 公債費等	356万円
一時借り入れをした債務の利子等です。	

2 施設の主な改良計画



笠木配水池



桂水源地

公共下水道事業会計

1億8,614万円

住みよい快適な生活環境と大淀川の水質保全を目的として、下水道事業を進めてきました。平成9年度より工事に着手し、平成28年度末で計画面積200haを概成したところです。

平成29年度からは、施設の維持管理と下水道加入促進に努め、また公営企業会計移行作業に取り組みます。

1 公共下水道事業計画

(1) 下水道総務費	3,724万円
職員の人件費や各種負担金、排水設備設置補助金等です。	
(2) 下水道建設費	550万円
管渠等の築造に伴う工事請負費等です。	
(3) 処理場管理費	2,094万円
下水道浄化センターの光熱水費、保険料、委託料等の維持管理費です。	
(4) 公債費等	1億2,173万円
これまで管渠築造工事、下水道浄化センター建設のために借り入れた債務の償還元金及び利子です。	

2 施設の主な改良計画



曾於市下水道浄化センター

浄化槽設置整備事業（個人設置型）**5,805万円**

し尿及び生活排水を浄化して、自然環境の汚染を防ぎ、住みよい生活環境を目指します。
この事業は、末吉地区及び大隅地区の全域が対象です。ただし、末吉地区内の公共下水道認可区域は対象外です。

浄化槽設置整備事業計画

①浄化槽設置整備事業補助金	4,395万円
末吉地区 68基	
大隅地区 57基	
・補助基本額	
5人槽 1基当たり	332,000円
7人槽 1基当たり	414,000円
10人槽 1基当たり	548,000円
②浄化槽設置推進助成金	1,125万円
125基	
補助対象事業費から補助金及び個人負担分を差し引いた残額に対して、10万円を限度に助成金を交付します。	
③単独浄化槽撤去費補助金	270万円
30基	
単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えた際、単独浄化槽撤去にかかった費用に対して9万円を限度に補助金を交付します。	

農業委員の役割

農業委員会とは、「農業委員会等に関する法律」に基づいて、市町村に義務づけられた行政委員会です。平成29年7月19日までは、選挙で選ばれた29名と市長から選任された6名の合わせて35名で構成されますが、平成29年7月20日からは、「農業委員会等に関する法律」の改正により、公募制となり市長が議会の同意を得て任命する農業委員19名（許認可等）と平成29年9月1日からは、公募により農業委員会が委嘱する最適化推進委員19名（現場活動等）が加わり38名で構成されます。

農業委員と最適化推進委員は、連携をしながら農業委員会の主たる業務である農地の権利移動の許認可や農業者年金業務、担い手への利用の集積・集約化、荒廃農地の発生防止・解消、新規参入の促進、認定農業者の育成、農業に関する調査研究、農業者への情報提供、行政庁への政策提言等を行っていきます。

農業委員会の活動内容

1 優良農地の確保	2 農家への支援
(1) 農地転用・権利移動の申請受理並びに知事への進達 (2) 無断転用防止・農地パトロールの実施 (3) 荒廃農地の解消・農地の利用集積の促進 (4) 農地の利用状況調査、意向調査、再生利用が困難な農地の非農地判断 (5) 農家相談の開催	(1) 担い手農家や認定農家に対する農地のあわせん活動 (2) 農業経営規模拡大事業の一部助成（貸し手・借り手に対する市の助成） (3) 農地流動化の促進 (4) 家族経営協定の締結促進
3 農政活動	4 農業者年金の加入促進
(1) 認定農家や担い手農家と語る会の開催 (2) 国・県・市に対する建議及び要望 (3) 農政の調査研究	(1) ゆとりある老後の生活支援活動
	5 農地中間管理事業
	(1) 農地の貸し借りを支援

【総務係・農地係】

1 優良農地の確保対策及び庶務全般	3,044万円
農地法に基づく諸手続き	
○農地法第3条	
農地を売買したり贈与したり貸借するには、前もって申請書を農業委員会に提出して農業委員会の許可を受けることが必要です。この許可により、名義変更の登記申請ができて、軽油免税のための耕作証明も受けられます。	
○農地法第4条・第5条	
農地を耕作以外の目的で使うには、前もって申請書で県知事（4ヘクタールを超えるときは九州農政局長への協議）に許可を受けておかなければなりません。	
申請書は、農業委員会を通じて県知事に提出し、許可までおよそ2ヶ月（農振除外はさらに延びます。）を要します。	
法第4条は所有者自らの事業目的での転用について、法第5条は所有者以外の事業目的での転用について申請するものです。	

【無断転用には厳しい罰則】

許可を受けずに転用すれば、農地法違反ですので、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。これに従わない場合は罰則が科せられます。

【届出】

- 2アールに満たない所有農地に畜舎や農機具倉庫などを建築する場合及び農地の形状変更（盛土等）をする場合には、用途変更届出が必要。
 - 相続等により許可を受けることなく、農地の権利を取得した者は、農業委員会に届出が必要。
- ◎ これらの申請を受けて、許可書や標識を交付したり、各種証明事務を行ったりします。

○利用状況調査・意向調査・非農地判断の実施

農地法により、毎年農地の利用状況調査を実施し、調査結果に基づき、再生可能な荒廃農地（A分類）・再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）・耕作中に分類し、特に優良農地の中の荒廃農地に対しては指導等を実施し、荒廃農地の解消を推進します。A分類については、意向調査を実施し、中間管理事業へ情報提供し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）については、非農地判断をします。

【農政係】

1 農家支援活動事業

800万円

大切な農地の売り買い・貸し借りは、農業委員会を通じて、“安全・安心”です。一定の条件を満たす農家には市の助成金があります。



2 農政活動事業等

農政部会では、曾於市の農業振興と農家の地位向上に寄与するための調査研究を行い、農家の意見を行政機関に建議・政策提案を行います。

また、農業施策研究のため各施設等の調査研修を行います。

【主な事業内容】

- (1) 認定農家と語る会を実施します。
- (2) 農業委員会だよりの発行を3月に実施します。
- (3) 小作料や農作業別標準賃金表等の農業関係情報を作成し公表します。

3 農業者年金加入促進事業

35万円

農業をされている方の老後の生活のゆとりと安心のため、農業者年金の加入促進と年金受給等の手続きを行っています。

加入の申し込み・相談は、農業委員会や農協で行っています。

【農業者年金の内容】

- (1) 将来の年金受給に必要な原資を自分で積み立て、運用し受給額が決定します。
- (2) 国民年金の第1号被保険者で、60日以上農業に従事する60歳未満の方が加入できます。
- (3) 毎月の保険料は2万～6万7千円の間で自由に選択でき、増減も可能です。
- (4) 加入・受給中死亡でも80歳までの保証付きの終身保険です。
- (5) 保険料は全額社会保険料控除となります。
- (6) 意欲ある担い手に保険料助成（政策支援）があります。